



















また、これらの情報を公にすると、公にされることを意識した当該飼養者等が事実をありのまま述べなくなるおそれがあり、上記第4 2 (3) のとおり今後生じる当該事故を処理する業務において、事故の調査に際しての聞き取り、指示等に従わなくなるなど、関係者が非協力的となる、又は応じないことが想定され、結果として事故等の調査に必要な事実関係の把握及び的確な調査が行えないこととなり、当該飼養者等に係るこう傷事故を処理する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明に不自然及び不合理的な点は認められない。

したがって、これらの情報は、同条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められ、また、同条第6号に該当すると認められることから、不開示とすることが妥当である。

(7) 10月14日の1行目25文字目から27文字目まで及び同日3ページ目の1行目について

これらの情報には、実施機関が当該飼養者等に行った行為が記載されている。

当審査会が事務局職員をして実施機関に、当該行為について確認させたところ、動物関係事務執行要綱（平成18年6月1日施行）に基づき、犬が人をかんだ場合の届出において実施機関が行うべき事務であり、このような場合に実施機関では当該行為を行っており、必ずしも不利益な内容とは限らないとのことであつた。

当該事故において、実施機関は、同要綱に基づき行うべき事務を通常どおり行っており、その内容も不利益な内容ではないとのことであることから、これらの情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められず、また、当該事故を処理する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明は首肯できない。

したがって、同条第2号本文及び第6号に該当せず、開示すべきである。

(8) 10月14日の飼養状況、散歩の状況及びその他聞き取りについて

10月14日の飼養状況、散歩の状況及びその他聞き取りには、当該飼養者等の自宅を訪問して確認した自宅における飼養の状況、自宅から公園に至る散歩の状況及びこれらの状況以外の聞き取りの内容が記載されており、通常他人知られたくない情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、同条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、同条第6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(9) 地図の部分について

地図の部分には、当該飼養者等及び近隣の住宅に氏名が記載された地図に、当該

飼養者等に係る散歩のコースが図示されている。図示された散歩のコースの始点は当該飼養者等の自宅であり、公にすることにより、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、これらの情報は、同条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

#### (10) 地図に記載された氏名について

地図に記載された氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、同号本文に該当する。

ところで、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、当該地図は、一般に販売されている住宅地図の写しであるとのことであった。

そうすると、住宅地図は、用途を問わず誰でも入手できるものであることからすれば、これらの情報は、一般に容易に知り得る状態に置かれている情報であると認められる。

したがって、これらの情報は、慣行として公にされているものであると認められることから、同号イに該当し、開示すべきである。

#### (11) 写真の一部について

写真の一部は、当該飼養者等に係る自宅の内部における写真であると認められ、通常他人知られたくない情報であり、当該写真は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

### 3 その他

審査請求人は、第3 2 (3) のとおり主張しているが、条例に定める開示請求権制度は、開示請求者のいかなることを問わず、開示、不開示の判断を行うものであり、開示請求者の個別的事情によって行政文書の開示決定等の結論に影響が及ぶものではない。

### 4 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

### 5 結論

よって、実施機関が、本件決定で不開示とした別表における不開示部分の欄に記載した各情報のうち、同表における開示すべき部分の欄に記載した各情報については、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 3年 1月 8日	諮問書の受付
令和 4年10月25日	審議
令和 4年11月28日	審議
令和 4年12月26日	審議

別表

	本件各対象文書の内訳	不開示部分	開示すべき部分
本件対象文書1	こう傷届出書	届出者の住所等	
	狂犬病鑑定書	管理者氏名、管理者住所、犬名称及び獣医師の印影	犬名称
	添付文書	全部	
本件対象文書2	添付文書	全部	
本件対象文書3	こう傷事故処理票	申出者の住所等、詳細の欄並びに処理の欄における9月7日、同月25日の一部、申出者及び飼い主の姓、10月14日の1行目25文字目から27文字目まで、飼養状況、散歩の状況、その他聴き取り及び同日3ページ目の1行目から11行目まで	処理の欄における10月14日の1行目25文字目から27文字目まで及び同日3ページ目の1行目
	散歩コースと記載された地図	地図の部分	
	地図	氏名	氏名
	写真	写真の一部	

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
伊藤 義文	弁護士	部会長職務代理者
中岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)